社会福祉法人 エス・オー・エスこどもの村

役 員 等 の 報 酬 他 に関する 規 定

- 第 1 条 社会福祉法人エス・オー・エスこどもの村の役員等の報酬等については 本規定の定めるところによる。
 - 1,役員とは理事及び監事、評議員を言う。
 - 2,役員等とは、評議員選任・解任委員及び苦情処理解決委員を言う。
 - 3, 理事会・評議員会の開催に関しては、役員全員に招集案内を送付する。 又、事前に開催資料も送付する。
 - 4,役員等については、招集案内又は電話にて会議開催を通知する。
 - 5, 理事会は年4回の定時理事会を開催する。臨時理事会開催が必要な時は 随時通知する。定時評議員会は毎年6月に開催する。臨時評議員会が必 要な時は、随時通知する。
- 第 2 条 役員及び役員等に対して、次に定めるものを支給する。
 - 1, 理事会及び評議員会開催時に参加報酬として、出席役員の各自に、源泉徴収額を除いて、手取り 10,000 円を支給する。
 - 2、参加報酬は、開催理事会・評議員会ごとに、現金をもって支給する。
 - 3, 臨時理事会・評議員会の開催についても、同額の参加報酬を支給する。
 - 4, 欠席者には報酬を支給しない。
 - 5, 役員が研修等の会議等に出席による日当や交通費等の実費弁償費が発生 した場合は、領収書や支出調書をもって、その都度現金支給する。
 - 6,役員等については、報酬は支給しない。但し、職務を行なう参加費用として、3,000円を限度として、参加者全員に現金支給する。
- 第 3 条 慶弔等に関する対応。
 - 1,役員及び役員等に祝い金や慶弔金及び見舞い金等が生じた場合は、理事長が専決し、直近の理事会で報告、承認を得る。
 - 2, それらの対応は、社会通念の範囲内で行なう。

第 4 条 その他事項

- 1、この規定の改廃は、理事会・評議員会の議決にて行なう。
- 2,役員報酬の支給開始については、理事会・評議員会の議決をもって、平成 29年度より実施するものとする。
- 3, この規定は、社会福祉施設・事業者の規定集を参考とする。
- 4, 役員等の参加費用の支給開始は、平成 29 年 3 月 18 日に開催された 第1回評議員選任・解任委員会開催日より実施する。

(付則)

- この規定は平成29年6月18日の理事会・評議員会で議決。
- ・ 平成29年度4月1日より実施する。